

税のお知らせ

7月の納税等

- 固定資産税／第2期
- 国民健康保険税／第1期
- 後期高齢者医療保険料／第1期
- 介護保険料／第2期
- 農業集落排水処理施設使用料／第2期
- 保育料／7月分
- 納期 限／7月31日(水)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のための調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部を拝見し、使用資材等を調査させていただきます。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますので皆様のご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っていますが、留守が多い方は、ご連絡

いただければ日程を調整し調査にお伺いします。

●家屋を取り壊された場合

家屋を取り壊された場合は、「家屋滅失届」を速やかに提出してください。家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。提出がないと、翌年度以降も課税されることがありますので、ご注意ください。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は、提出不要です。

●問合せ先

総務部税務課



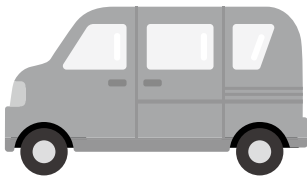
軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

軽自動車等を譲渡または盗難などで現に所有していない場合でも、廃車・名義変更などの手続きが済んでいないと、次年度以降も税金を納めていただくこととなります。廃車・名義変更などの手続きは4月1日までにお願います。軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税は全額課税されます。

手続きを忘れたため「納税通知書が送付された」、または「届かなかった」などのトラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。他の人に依頼した場合には、必ず手続き完了の確認をしてください。

●問合せ先

総務部税務課



警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (令和元年5月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
5月	0	0	0	1	0
1~5月	3	1	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
5月	0	0	0	0	0
1~5月	0	0	2	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
5月	0	1	0	1	
1~5月	4	2	0	4	